

議第148号

京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月27日提出

京都市長 門川大作

京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例

京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「期末手当」の右に「、勤勉手当」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

会計年度任用給食調理員に勤勉手当を支給することとする必要があるので提案する。